令和９年度

磐越自動車道

会津若松～西会津間水文調査

特　記　仕　様　書

令和８年８月

東 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社

東北支社　会津若松管理事務所

第１章　総則
１－１　調査等概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
１－２　適用する共通仕様書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
１－３　テクリスへの登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
１－４　履行期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
１－５　資料の貸与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
１－６　受注者相互の協力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
１－７　計画工程表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
１－８　調査等打合簿の作成及び提出について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
１－９　成果品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
１－１０　熱中症対策に係る費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
１－１１　クマ対策に係る費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
１－１２　猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について ・・・・・・ ６
１－１３　保安に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

第２章　業務細部に関する事項
２－１　業務の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
２－２　適用すべき諸基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
２－３　調査ボーリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
２－４　孔内試験 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
２－５　水質分析試験 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
２－６　地下水位観測 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
２－７　流量観測 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
２－８　ホタル類生息調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
２－９　水文総合解析（簡易） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
２－１０　打合せ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
２－１１　報告書作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
２－１２　交通費・宿泊費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

第３章　補足事項
３－１　調査等打合せ簿への概略業務量の提示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
３－２　遠隔立会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
３－３　設計図書の変更及び追加が予想される内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

第４章　様式
様式－１　履行期間通知書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
様式－２　計画工程表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８

第１章　総則

１－１　調査等概要

１－１－１　調査等名　令和９年度　磐越自動車道　会津若松～西会津間水文調査

１－１－２　路線名　　東北横断自動車道　いわき新潟線

１－１－３　履行箇所　　自）福島県会津若松市高野町大字中沼堰前　　(STA.460+40)
　　至）福島県耶麻郡西会津町大字野沢　　(STA.723+01)

１－１－４　主な履行内容

内訳書の項目		数量	備考
調査ボーリング		１２ｍ	
孔内試験	現場透水試験	２回	
水質分析試験	試料採取	３１４箇所・回	
	水質分析試験	３，００６試料	
地下水位観測	自記水位計設置	２箇所	
	自記水位計観測	１０４箇所・回	
流量観測		１７６箇所・回	
ホタル類生息調査		１式	

１－２　適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「調査等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）は、令和８年７月版とする。

１－３ テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書１－１２－４「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が１００万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書１－３「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から１５日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から１５日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から１５日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が１５日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

１－４　履行期間

本業務は、共通仕様書１－１３「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から１０日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式－１）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から１０２０日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から６０日間（まで）

１－５　資料の貸与

共通仕様書１－１５－１及び３－２－２「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備　考
調査報告書	磐越自動車道 会津坂下地区水文調査（その３）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	平成４年度 磐越自動車道 本名地区水文調査	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	磐越自動車道 本名地区水文調査（その２）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	磐越自動車道 本名地区水文調査（その３）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	磐越自動車道 本名地区水文調査（その４）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	磐越自動車道 西会津地区水文調査	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品

	磐越自動車道 西会津地区水文調査（その２）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	平成６年度　磐越自動車道　西会津地区水文調査（その３）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	平成７年度　磐越自動車道　西会津地区水文調査（その４）	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品
	磐越自動車道　会津坂下～西会津間水文調査	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品（Ⅱ期線調査）
	令和５年度　磐越自動車道　会津坂下～西会津間水文調査	契約締結の日の翌日より７日以内	電子成果品（Ⅱ期線調査）
	令和７年度　磐越自動車道　会津坂下～西会津間水文調査	令和９年８月末	電子成果品（Ⅱ期線調査）

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、１２月２９日から翌年１月３日まで、夏期休暇（３日）を除く。

１－６　受注者相互の協力

共通仕様書１－２０「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
令和７年度　磐越自動車道　会津坂下～西会津間水文調査	R7.2.7～R9.8.25	中央開発㈱	東日本高速道路㈱	左記業務で設置した自記水位計を本業務で使用
磐越自動車道　東松トンネル工事	R7.10.23～R12.10.26	前田建設工業㈱	東日本高速道路㈱	隣接施行
磐越自動車道　鳥屋山トンネル工事	未定	未定	東日本高速道路㈱	隣接施行
磐越自動車道　西会津トンネル工事	未定	未定	東日本高速道路㈱	隣接施行
県道改良工事（仮称）	未定	未定	福島県会津若松建設事務所	隣接施行
若松北ＢＰ工事（仮称）	未定	未定	福島県会津若松建設事務所	隣接施行

１－７　計画工程表

１－７－１　計画工程表の記載事項

共通仕様書１－１４－１「作業計画書の提出」（２）に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式－２）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者とで協議し変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書１－５「資料の貸与」に示す資料の貸与時期及び共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
水文調査	準備工	
	足場仮設	
	調査ボーリング	
	孔内試験	
	水質分析試験	
	地下水位観測	
	流量観測	
	ホタル類生息調査	
	水文総合解析（簡易）	
	調査報告書の作成	
	打合せ	

１－７－２　計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第１－４号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書１－１４－３「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは監督員と協議し定めるものとする。

１－８　調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書１－２２「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後７日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後７日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

１－９　成果品

共通仕様書１－４５－１「成果品」によらず下記の通りとする。

（１）　受注者は、業務完了届提出の概ね３０日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。

（２） 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。

（３） 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。

１－１０　熱中症対策に係る費用

１－１０－１　定義

熱中症対策に係る費用とは、現場作業における熱中症対策に要した費用をいう。

１－１０－２　対象品目

熱中症対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

１－１０－３　熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症対策に係る費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

１－１１　クマ対策に係る費用

１－１１－１　定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

１－１１－２　対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

１－１２　猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

猛暑（熱中症）対策として受注者が作業を中止した日数については、調査等請負契約書第 23 条に基づき履行期間の変更対象とする。

この場合、受注者は作業中止を含む作業計画書を提出し、当該中止が履行期間に影響を及ぼす場合に限り監督員と協議できるものとする。なお、請負代金額は変更しない。

また、猛暑時間帯の作業回避に伴う早朝・夜間作業については、必要に応じて作業時間帯を監督員と協議するものとし、これによる請負代金額の変更は行わない。

１－１３　保安に関する事項

受注者は自らの管理下にある調査用車両の運行にあたっては、事故等を防止しなければならない。

１－１３－１　調査用車両の運行

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

１－１３－２　調査用車両の区別

受注者は調査に使用する車両と一般車両の区別をするため、以下に示す調査用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとする。なお、標示内容の変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従わなければならないものとする。

また、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は、一般車両と識別できるよう黄色回転灯を備えたものとする。

調査用車両標示板参考図

令和９年度　磐越自動車道
会津若松～西会津間水文調査
調査用車両
受注者名（□□）

材質：耐水合板、強化プラスチック、布製又はラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

第２章 業務細部に関する事項

２－１　業務の内容

本業務は、磐越自動車道 会津若松ＩＣ～西会津ＩＣ間の４車線化に関わる事業範囲において、現況の地下水、河川、沢等での流量や水質状況を継続調査し、工事実施による影響の有無を判断するための基礎資料を得るものである。なお、水文環境の調査に合わせ、河川（滝沢川）におけるホタル類の生息調査も実施するものとする。

２－２　適用すべき諸基準

共通仕様書３－２－１「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

名称	発行元
水道水質基準	厚生労働省
地下水基準	環境省
農業用水基準	農林水産省
環境基準	環境省

２－３　調査ボーリング

２－３－１　調査ボーリング

調査ボーリングとは、ロータリー式ボーリング機械による土質地質調査の手法をいう。その目的は、地下水位を確認するとともに、所要の深さから試料を採取し、あわせて孔内試験を実施するための調査である。

２－３－２　調査ボーリング箇所

調査ボーリングは参考図に示す箇所で行うものとするが、調査実施位置を精査しボーリング箇所の見直しが必要であると判断した場合は監督員にこれを報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と協議し決定するものとする。

２－３－３　調査ボーリング区分

調査ボーリング区分は、下表のとおりとする。

種別・規格		単位	数量			ｺｱ種別	せん孔深度	せん孔方向
			BN-1 (Hg)	BN-2 (Hg)	計			
φ８６㎜	粘性土・シルト	m	2	2	4	ﾉﾝｺｱ	50m以下	鉛直下方
	砂・砂質土	m	4	4	8	ﾉﾝｺｱ	50m以下	鉛直下方

２－３－４　給水

調査ボーリングにおける掘削は有水ボーリングで行うため、給水（給水管及び給水ポンプ設置）をしながら行うものとする。給水区分は、下表のとおりとする。

給水区分	対象ボーリング番号	備考

給水管及びポンプ設置	BN-1(Hg)、BN-2(Hg)	水源までの距離 20m未満

２－３－５　水田等での油対策

水田等で調査ボーリングを行う際にはボーリング機械の油が拡散しないよう十分な養生を行うものとする。

２－３－６　調査ボーリングの打ち止め位置

調査ボーリングの打ち止め位置は、監督員と受注者とで協議し決定するものとする。

２－３－７　足場仮設

（１）足場仮設の区分

共通仕様書３－１６（１）「平坦足場」に下表を追加する。

種別・規格	箇所数	対象ボーリング番号
平坦足場　高さ 0.3m超	2	BN-1(Hg)、BN-2(Hg)

２－３－８　現場内運搬

（１）現場内小運搬

現場内小運搬の種別及び数量は、下表のとおりとする。

内訳書の項目	種別	地点数	対象ボーリング番号	備考
現場内小運搬	クローラ	1	BN-1(Hg)	運搬距離 100m以下

２－４　孔内試験

２－４－１　現場透水試験

現場透水試験の内訳は下表のとおりとする。

試験方法	試験深度	試験回数
ケーシング法	１０m以内	2

２－５　水質分析試験

２－５－１　試料採取

試料採取とは、共通仕様書３－１１－３「水質分析試験」に従い水質分析試験に用いる試料を各調査箇所より採取することをいう。試料採取の採取区分、採取位置等は下表のとおりとする。

試料採取の検測数量は、採取を行った箇所毎の回数（箇所・回）とする。

なお、観測実測時期については、監督員と協議し定めるものとする。

採取区分	調査位置		観測頻度	観測予定時期
既設井戸・河川	片門地区(Kt)	A-1(Kt)	２回／年	※1
		P-1(Kt)	１回／月	※2
	天屋地区(Te)	R-2(Te)	２回／年	※1
	本名地区(Hn)	A-1(Hn)～2(Hn)、T-1(Hn)～2(Hn) R-1(Hn) ～2(Hn)、S-1(Hn)	２回／年	※1

		P-1(Hn)～2(Hn)	１回／月	※２
	赤城新田地区(Ak)	I-1(Ak)	２回／年	※１
	軽沢地区(Kr)	R-1(Kr)、S-1(Kr)～3(Kr) S-5(Kr)～6(Kr)、Y-1(Kr)	２回／年	※１
	縄沢地区(Tn)	R-1(Tn)～2(Tn)、A-1(Tn)～4(Tn) S-1(Tn)～3(Tn)、T-2(Tn)	２回／年	※１
	萱本地区(Ky)	A-2(Ky)、T-1(Ky)、B-1(Ky)～ 4(Ky)、R-1(Ky) 、S-1(Ky)	２回／年	※１
観測井	東神指地区(Hg)	BN-1(Hg)～2(Hg)	４回／年	※３
			１回／月	※４
	片門地区(Kt)	BN-1(Kt)～2(Kt)	１回／月	※２

※１：令和９年７月、令和９年１１月、令和１０年７月、令和１０年１１月

※２：令和９年１月から令和１１年４月までの期間

※３：令和９年５月、令和９年７月、令和９年９月、令和９年１１月

※４：令和１０年４月から令和１１年４月までの期間

２－５－２　水質分析試験

水質分析試験とは、共通仕様書３－１１－３「水質分析試験」に従い行う試験をいう。

適用基準及び項目については、下表のとおりとする。なお、試験は公正を確保するため受注者を通じて公的機関で試験を行うものとする。試験の実施については、現地水源の利水状況等を調査し、別途監督員と打合せの上行うものとし、試験結果を受領後は、その都度、速やかに監督員へ結果を提出するものとする。

水質分析試験の検測数量は、試験を行った試料数（試料）とする。

適用基準	項目	備考
水道水質基準	一般細菌	飲用水
	亜硝酸態窒素	
	塩化物イオン	
	全有機炭素（TOC）	
	味	
	臭気	
	色度	
	濁度	
	大腸菌	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	
地下水基準	カドミウム	重金属
	鉛	
	六価クロム	

	水銀	
地下水基準	セレン	重金属
	フッ素	
	ホウ素	
農業用水基準	化学的酸素要求量（COD）	農業用水
	亜鉛	
	銅	
	全窒素（加圧分解法）	
	電気伝導度（EC）	
環境基準	大腸菌数	河川水
	生物化学的酸素要求量（BOD）	
地下水基準、農業用水基準	ヒ素	重金属、農業用水
農業用水基準、環境基準	浮遊物質量（SS）	農業用水、河川水
	溶存酸素量（DO）	
水道水質基準、農業用水基準、環境基準	水素イオン濃度（pH）	飲用水、農業用水河川水

２－６　地下水位観測

２－６－１　自記水位計設置

自記水位計設置とは、自記水位計の設置を行うことをいう。自記水位計設置には、設置作業、材料及び自記水位計の機器購入費用を含むものとする。なお、設置位置については下表のとおりとする。自記水位計設置の検測数量は、設置を行った箇所数（箇所）とする。

設置位置	
東神指地区(Hg)	BN-1(Hg)、BN-2(Hg)

２－６－２　自記水位計観測

自記水位計観測とは、過年度業務で設置した自記水位計（絶対圧型水位計：OYO S&DL mini）及び本特記仕様書２－６－１「自記水位計設置」で設置した自記水位計を利用し、水位観測を行うことをいう。観測位置と観測頻度等は下表のとおりとし、データは観測の都度取りまとめ、監督員に提出するものとする。観測実測時期については、監督員と協議し定めるものとする。

また、過年度業務で設置した自記水位計の交換が必要である場合は、監督員に報告するものとする。なお、交換を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と協議し定めるものとする。

自記水位計観測の検測数量は、観測を行った箇所毎の回数（箇所・回）とする。

観測位置		観測頻度	観測予定時期	備考
東神指地区(Hg)	BN-1(Hg)、BN-2(Hg)	４回/年	令和　９年　５月 令和　９年　７月	自記水位計は本業務で設置
片門地区(Kt)	BN-1(Kt)、BN-2(Kt)		令和　９年　９月	自記水位計は

軽沢地区(Kr)	BN-2(Kr)		令和　９年１１月	過年度業務で
縄沢地区(Tn)	BN-12(Tn)		令和１０年　５月	設置済
萱本地区(Ky)	BN-6(Ky)、BN-8(Ky)、 BN-20(Ky)、BN-22(Ky)、 BN-24(Ky)、BN-25(Ky)、 BN-26(Ky)		令和１０年　７月 令和１０年　９月 令和１０年１１月	

２－７　流量観測

２－７－１　容器法

容器法とは、バケツやメスシリンダー等を使用して簡易水道及び沢、河川、水抜きボーリング孔等の流量観測を行うことをいう。観測位置と観測頻度等は下表のとおりとし、データは観測の都度取りまとめ、監督員に提出するものとする。なお、観測実施時期については、監督員と協議し定めるものとする。

容器法の検測数量は、観測を行った箇所毎の回数（箇所・回）とする。

観測位置		観測頻度	観測予定時期
本名地区（Hn）	T-1(Hn)、R-1(Hn)、S-1(Hn)	４回/年	令和　９年　５月 令和　９年　７月 令和　９年　９月 令和　９年１１月 令和１０年　５月 令和１０年　７月 令和１０年　９月 令和１０年１１月
軽沢地区（Kr）	S-1(Kr)～3(Kr)、S-5(Kr)～6(Kr)、 Y-1(Kr)		
縄沢地区（Tn）	S-2(Tn)～3(Tn) T-2(Tn)		
萱本地区（Ky）	S-1(Ky)、T-1(Ky)、 B-1(Ky)～4(Ky)、R-1(Ky)		

２－７－２　断面法

断面法とは、観測地点の通水断面を細分化し、それぞれの断面における流速を流速計により計測することで流量観測を行うことをいう。断面幅については２ｍ未満とし、観測位置と観測頻度等は下表のとおりとする。データは観測の都度取りまとめ、監督員に提出するものとする。

なお、観測実施時期については、監督員と協議し定めるものとする。

断面法の検測数量は、観測を行った箇所毎の回数（箇所・回）とする。

観測位置		観測頻度	観測予定時期
本名地区（Hn）	T-2(Hn)	４回/年	令和　９年　５月 令和　９年　７月 令和　９年　９月 令和　９年１１月 令和１０年　５月 令和１０年　７月 令和１０年　９月 令和１０年１１月
軽沢地区（Kr）	R-1(Kr)		
縄沢地区（Tn）	S-1(Tn)		

２－８　ホタル類生息調査

ホタル類生息調査とは、設計図書に示す水域におけるホタル類の生息確認、ホタルの幼虫の食物であるカワニナ等の生息状況及び生息水域の水深、流速並びに夜間の照度の調査を行うものをいう。なお、調査項目、目的と内容及び調査予定時期等は下表のとおりとする。

調査実施時期については、監督員と協議し定めるものとする。

生息調査計画の検測数量は、計画を実施した延長（ｋｍ）とする。生息確認調査Ａ及び生息確認調査Ｂの検測数量は、調査を実施した延長ならびに回数（ｋｍ・回）とする。生息環境調査Ａ及び生息環境調査Ｂの検測数量は、調査を実施した回数(回)とする。調査結果とりまとめの検測数量は、(式)とする。

調査項目	目的と内容	調査予定時期等	備考
生息調査計画	1）契約締結後に現地踏査を実施し、現地状況を把握するとともに、生息調査計画案を詳細に企画し、その案に基づいて監督員と協議し、生息調査計画を策定するもの。 2）生息調査計画は、調査目的、調査位置、調査方法及び数量等を詳細に記載するもの。		（外業） 技師B： 0.30人・日/km相当 技師C： 0.30人・日/km相当 （内業） 技師B： 0.30人・日/km相当 技師C： 0.30人・日/km相当
生息確認調査Ａ	1）ホタルが群集している場所の範囲と概数を記録するもの。 2）ホタルが点在している場所の位置を記録するもの。 3）ホタルの種別を確認するもの。	対象水域で ホタルが飛翔する 令和９年６月 ～ ７月に４回	（外業） 地質調査技師： 1.82人・日/(km・回)相当 主任地質調査員： 1.82人・日/(km・回)相当 雑費： 労務費計の３％相当
生息確認調査Ｂ	1）生息確認調査Ａでゲンジホタルとヘイケホタルの成虫が確認された場所において、ゲンジホタルの幼虫の食物であるカワニナの生息状況と、ヘイケホタルの幼虫の食物であるモノアラやタニシ、カワニナの生息状況を確認し、生息密度が高い範囲と概数を記録するもの。	令和９年９月 ～ １０月に２回	（外業） 地質調査技師： 3.03人・日/(km・回)相当 地質調査員： 3.03人・日/(km・回)相当 雑費： 労務費計の３％相当

生息環境調査Ａ	1）ホタル生息箇所の水深を５箇所測定するもの。 2）ホタル生息箇所の流速を５箇所測定するもの。	令和９年６月、７月、９月、１１月に各１回	（外業） 地質調査技師： 2.25人・日/回相当 地質調査員 2.25人・日/回相当 雑費： 労務費計の３％相当
生息環境調査Ｂ	1）ホタル生息箇所の照度を測定するもの。 2）調査箇所は、生息確認調査Ａで成虫の生息が多く確認された箇所と、生息が確認されなかった箇所で各１０箇所を測定するもの。	ホタル繁殖時期に近い令和９年６月	（外業） 地質調査技師： 1.50人・日/回相当 地質調査員 1.50人・日/回相当 雑費： 労務費計の３％相当
調査結果 とりまとめ	1）生息確認調査、生息環境調査、調査概要、位置図、測定結果、調査結果及び考察等を１式としてとりまとめるもの。		（内業） 技師B： 2.00人・日/式相当 技師C： 6.00人・日/式相当 技術員： 8.00人・日/式相当

２－９　水文総合解析（簡易）

水文総合解析（簡易）とは、磐越自動車道 会津若松～西会津間水文調査の補足業務であり、今回実施する各種の調査及び試験結果を含め、以下の内容について報告書にとりまとめる技術業務をいう。なお、水文総合解析（簡易）の検測数量は、解析を行った面積（ｋ㎡）とする。

調査項目	目的と内容	備考
水文総合解析 （簡易）	・ホタル類生息調査を除く調査箇所確認のための現地踏査 ・各水質基準値と本業務で実施した試験結果の評価・考察・判定 ・測定時期における、流量・地下水位推移状況等の評価・考察・判定 ・周辺環境の変化と各調査及び試験結果の評価・考察・判定 ・その他工事における水文環境への影響等について評価・考察・判定	（外業） 主任技師　：0.94 人・日/ｋ㎡相当 技師Ｂ　　：0.94 人・日/ｋ㎡相当 技師Ｃ　　：0.94 人・日/ｋ㎡相当 （内業） 技師長　　：0.94 人・日/ｋ㎡相当 主任技師　：0.94 人・日/ｋ㎡相当 技師Ａ　　：1.89 人・日/ｋ㎡相当 技師Ｂ　　：1.89 人・日/ｋ㎡相当

２－１０　打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め、７回とする。打合せの検測数量は、１式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは、監督員と協議し定めるものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社 会津若松管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

また、Web カメラ及び Web 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは、監督員と協議し定めるものとする。

２－１１　報告書作成

２－１１－１　成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

① 調査報告書　１部

イ）水文総合解析（簡易）

ロ）ホタル類生息調査　調査結果とりまとめ

② 流量観測　計測記録　１部

③ 水質分析試験　データシート　１部

２－１１－２　成果品に関する細部事項

報告書の表紙は青色、金文字製本とする。

２－１２　交通費・宿泊費

２－１２－１　交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には、水文調査の直接費に関わる現場作業に従事する労務員すべての交通費・宿泊費を含むものとし、現場作業の数量に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、監督員と協議し定めるものとする。交通費・宿泊費の対象調査項目は、下表のとおりとする。

なお、交通費・宿泊費の検測数量は、式とする。

調査項目	
調査ボーリング	粘性土・シルトφ86mm　ノンコアリング
	砂・砂質土φ86mm　ノンコアリング
孔内試験　現場透水試験	
地下水位観測	自記水位計設置
	自記水位計観測
足場仮設　平坦足場(高さ０．３m超)	
現場内小運搬	

準備及び跡片付け	
流量観測	容器法
	断面法
ホタル類生息調査	生息確認調査Ａ
	生息確認調査Ｂ
	生息環境調査Ａ
	生息環境調査Ｂ

２－１２－２　交通費・宿泊費（技術業務　現地踏査）

交通費・宿泊費（技術業務　現地踏査）には、業務全体における現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとし、現地踏査の数量等に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、監督員と協議し定めるものとする。

なお、交通費・宿泊費（技術業務　現地踏査）の検測数量は、式とする。

２－１２－３　交通費・宿泊費（技術業務　打合せ）

交通費・宿泊費（技術業務　打合せ）には、打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものとし、打合せの数量等に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、監督員と協議し定めるものとする。また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と協議し決定するものとする。

なお、交通費・宿泊費（技術業務　打合せ）の検測数量は、式とする。

第３章　補足事項

３－１ 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

（１）業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合､受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師Ｂ換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

（２）提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

３－２　遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和５年１０月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書１－２３ 「立会い及び検査」に定める立会い及び検査について、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、立会い及び検査の実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

３－３　設計図書の変更及び追加が予想される内容

下記に示す事項について、内容の変更及び追加する場合があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。

（１） 水質分析試験等の変更および追加

様式－1

令和　　年　　月　　日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長　　殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名　令和９年度　磐越自動車道　会津若松～西会津間水文調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和　　年　　月　　日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和　　年　　月　　日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和　　年　　月　　日

３－３．契約上の履行期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

（１．契約保証取得の日の翌日）　　（３－２．受注者が設定した業務の終期）

様式案　令和９年度　磐越自動車道　会津若松～西会津間水文調査　設計工程表

【様式－2】

（全体履行期間）　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）
（実履行期間）　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　（　　日間）

1土質調査業務

項目＼日程	計画準備	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	○月 10	20	30	備考	
１．調査計画																																	
２．既往資料（貸与資料）の確認・整理																																	
３．調査業務																																	
準備及び跡片付け																																	
地形地質踏査等																																	
調査ボーリング																																	
標準貫入試験																																	
孔内水平載荷試験																																	
現場透水試験																																	
水位観測																																	
土質・岩石試験																																	
国土基盤情報データベース																																	
４．技術業務																																	
安定解析																																	
５．施工への申送り事項																																	
６．照　　査																																	
７．報告書作成																																	
８．監督員による成果品確認																																	
９．電子成果品作成																																	
１０．打合せ		●									●			●		●																	
１１．業務検査・完了検査																													業務内容確認検査●			● 完了検査	

2 貸与資料

| 項目＼日程 | 貸与の有無 | 貸与時期 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 備考 |
|---|
| １．地形地質 | 有　・　無 |
| ・予備調査 | 有　・　無 | 契約締結から7日間以内 |
| ・概略調査 | 有　・　無 | 契約締結から7日間以内 |
| ２．○○地区路線測量 |
| ・地形図（1：1000） | 有　・　無 | 令和○年○月予定 |
| ・実測縦断図 | 有　・　無 | 契約締結から7日間以内 |
| ・実測横断図 | 有　・　無 | 契約締結から7日間以内 |
| ・座標計算書 | 有　・　無 | 契約締結から7日間以内 |
| ３．土質調査報告書 |
| ○○地区第一次土質 | 有　・　無 | 契約締結から7日間以内 |
| △△地区構造物基礎調査 | 有　・　無 | 令和○年○月予定 |

３関連業務

| 項目＼日程 | 実施の有無 | 実施時期 | 実施会社名 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 備考 |
|---|
| １．地形地質 |
| １．○○自動車道　△△地区付加車線道路詳 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 |
| ２．○○自動車道　○○地区用地詳細測量 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 |
| ３．○○自動車道　◇◇地区用地詳細測量 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 |
| ４．○○自動車道　☆☆～○○間水文調査 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 |

４関係機関協議

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡例 |
|---|
| ①交差管理者協議 |
| 道路 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| 河川 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| 用水路 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| 排水路 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| 水道 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| ②警察協議 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| ③地元協議 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| ④その他懸案事項協議 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| |

５その他懸案事項

| 項目 | 実施の有無 | 実施時期 | 対応者 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | ○月 10 | 20 | 30 | 凡例 |
|---|
| ①○○に関する技術的検討 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 受注者 |
| ②○○に関する技術的判断 | 有　・　無 | ○年○月　～　○年○月 | 発注者 |
| |

６ 協議内容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果	○月○日 ①協議場所、出席者 ②協議結果

※作成上のポイント（記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること）
① 適切な工程管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
② 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れが履行期間を圧迫することがないよう、資料入手・条件提示・対外協議の期限を明確化する。
③ 協議時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
④ 照査の時期と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照査作業が実施されているか確認する。
⑤ 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計ミスの防止、品質の確保を図る。
⑥ なお、本書式は固定のものではない。上記趣旨を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項
① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。